

## 第45号議案

### 亀岡市こども医療費助成条例の一部 を改正する条例の制定について

亀岡市こども医療費助成条例（平成5年亀岡市条例第28号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

亀岡市長 桂川孝裕

### 亀岡市こども医療費助成条例の一部を改正する条例

亀岡市こども医療費助成条例（平成5年亀岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「「こども」とは、」の次に「本市に住所を有する者であって」を加え、「15歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「監督し、保護」を「監護」に改める。

第3条第1項中「亀岡市の区域内に住所を有する」を削り、「及び」を「若しくは」に、「規則」を「亀岡市こども医療費助成条例施行規則（平成5年亀岡市規則第26号。以下「規則」という。）」に、「又は」を「若しくは」に改め、「保護者」の次に「又は15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこどものうち、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員若しくは医療保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）であるもの若しくは婚姻をしているもの（国民健康保険法による被保険者（世帯主又は組合員を除く。）又は被保険者等の被扶養者に限る。）」を加える。

第3条第2項第1号中「世帯に属する」を削る。  
第5条第1項中「保護者」を「対象者」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費については、  
なお従前の例による。

亀岡市こども医療費助成条例の一部  
を改正する条例案要綱

- 1 子育て世帯における経済的負担の軽減をより一層図るため、こども医療費助成制度について、次のとおり規定整備を図ること。
  - (1) こども医療費助成制度の対象となるこどもの年齢上限を18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡充すること。
  - (2) こども医療費助成制度の入院及び入院外に係る一部負担金の額を無料とすること。
  - (3) 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこどものうち、自らが被保険者となるもの等をこども医療費助成制度の対象とすること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、令和5年9月1日から施行すること。